

令和２年度事業計画

本会は、全国の地先沿岸海域において発生する海運・漁業・マリンレジャー等に伴う船舶海難や海浜事故の救助活動をボランティアで展開するために、全国各地に設立されている民間の地方水難救済組織を統括的に支援する公益社団法人であり、地方水難救済組織による水難救済事業をはじめとする各種事業の活性化及び事業執行体制の基盤整備を支援している。

また、洋上の船舶において発生した傷病者を対象とする救急医療サービスを提供するために海運・漁業・医療等の民間関係団体や海上保安庁等の海難救助関係機関の連携協力によって導入された世界唯一の洋上救急体制の維持運営を推進している。

I 事業執行体制の充実整備と地方組織の活性化のための事業概要

本会では、最近の船舶海難その他の水難事故や地震・津波等の自然災害の発生時における国や地方の関係機関や民間の地方水難救済組織による対応体制の実情などを勘案し、国や地方の関係機関による搜索救助活動や災害救援活動を補完するための地方水難救済組織によるボランティアでの水難救済活動や災害救援活動を支援し、かつ、その充実強化を図るとともに、全国各地における海運、漁業、医療等の民間関係団体による洋上救急体制を維持運営していくため、海上における搜索救助と防災の主務官庁である海上保安庁をはじめとする国や地方の関係機関や民間団体等の支援を得ながら、次のような各種事業を実施する。

・水難救済に関する事業

水難救済活動（災害発生時における救援活動を含む。）に参画する団体、又は個人に対する支援（研修・訓練を含む。）に関する事業及び水難救済等の調査研究に関する事業

・洋上救急に関する事業

洋上の船舶等で重篤な傷病者が発生した際の医師・看護師の派遣による洋上救急医療体制の維持運営に関する事業

・水難救済思想の普及啓蒙に関する事業

広く国民を対象とした水難救済思想の普及啓蒙に関する事業

・青い羽根募金に関する事業

全国各地の地方水難救済会に所属するボランティア救助員による水難救済活動に使用する救難資器材の整備等に必要な資金を確保するための広く一般国民を対象とした募金事業

以上のほか、地先沿岸海域における搜索救助の拠点となる救難所等の整備をはじめ、ボランティア救助員の増強や若返りのためのリクルート、地方組織の法人化等の事業推進基盤の強化を支援するとともに救難所員等の扶助・補償等を行うことにより、事業執行体制の充実整備と地方組織の活性化についても併せて図っていく。

また、国のみならず地方自治体からも積極的かつ主体性を持った指導・支援が受けられるようにしていくため、自然災害発生時には積極的に救援活動を行うとともに、地震・津波災害等に備え、国・地方自治体等から参加要請があった時は、災害対応訓練に積極的に参加することにより、沿岸海域における事故災害の発生時における地方水難救済会による公的な救難防災体制を補完する機能乃至は役割の重要性について関係者の理解を深めてもらい、国と地方自治体が一致協力して地方水難救済会の活動を支援していく体制の充実・強化を図っていく。

II 事業執行体制の充実整備と地方組織の活性化のための具体策

1 水難救済に関する事業

(1) 海難救助出動報奨金の交付

公益財団法人日本財団の助成金等を受け、救助要請等があると生業をなげうち、自らの危険を顧みず救助活動にあたった救難所員に対し、救助出動報奨金を交付する。

事業費総額 17,336,000円

(2) 海難救助訓練等の実施

救難所員の出動時の安全、救難技術の向上及び士気の高揚を図り、かつ効果的な海難救助活動に資するため、海上保安部署等と連携してそれぞれの地域の特性に応じ、救難所員に対し、救難用資器材の点検・取扱い要領及び心肺蘇生法等の基礎訓練並びに漂流者揚収訓練等の応用訓練等を実地に実施する。

また、地震・津波災害等の発生に備え、国・地方自治体の関係当局から地域防災機関と連携した災害対応訓練への参加要請があったときは、災害救援活動の観点からできるだけ積極的に参加する。

海難救助及び災害対応訓練に救助員が参加した地方水難救済会に対し、訓練の実施状況等を勘案して、本会から会議費及び地方組織支援費を交付する。

事業費総額 6,482,000円

(3) 人命救助訓練奨励金の交付

日本海事センター（旧日本海事財団）から交付された人命救助訓練奨励基金（1億円）の運用益等をもって、指定する人命救助訓練に従事した救難所員に対し訓練奨励金を交付する。

事業費総額 5, 484, 000円

(4) 救難体制の整備

海難事故や自然災害への救助、支援要請に対し、迅速、かつ、的確に対応できる救助体制の充実を図るため、救難資器材等の整備を行う。

事業費総額 18, 935, 000円

(5) 海難救助、洋上救急及び本会事業の功労者に対する表彰

事業費総額 6, 056, 000円

①海難救助功労者等の表彰

海難救助及び洋上救急に功労のあった者並びに救難所員で極めて顕著な功労のあった者に対する表彰を積極的に行い、救助員等の士気の高揚を図る。

イ 海難救助に功労のあった者に対する表彰を行う。

ロ 救助出動の回数について救助出動回数功労の表彰を行う。

ハ 洋上救急に功労のあった者に対する表彰を行う。

②本会の事業功労者の表彰

本会事業の発展に多大な貢献があった者及び事業目的に深く賛同し多額の寄付を行った者を積極的に表彰する。

イ 事業貢献者の表彰

本会の事業に貢献した者、事業の発展に寄与・貢献した者の表彰を行う。

ロ 勤続功労者等の表彰

救難所の所員として20年以上勤続し、顕著な功労があつて他の模範となると認められる者及び退職した者の表彰を行う。

2 洋上救急に関する事業

海上保安庁及び医療機関等と連携協力するとともに、公益財団法人日本海事セ

ンターや船主協会等の海事・漁業関係団体からの補助等を受けて、洋上の船舶等において緊急に医師による医療措置を必要とする重篤な傷病者が発生した場合に、現場に医師等を派遣して応急手当を施しつつ最寄りの病院等に救急搬送するための事業及び医師等の慣熟訓練をはじめ中央及び地方の海事・漁業・医療等の関係機関・団体等との連絡調整、洋上救急制度の周知広報等の事業を実施する。

事業費総額 41,631,000円

3 水難救済思想の普及啓蒙に関する事業

本会及び地方水難救済会が実施している各種水難救済事業について、各種広報媒体を活用し、海事・漁業関係者のみならず、広く一般国民の理解と協力の醸成、拡大を図るとともに、水難救助者その他海上安全に関係する他の民間関係団体等との連携強化を図りつつ、「海の安全教室」の開催などを通じて船舶海難や海浜事故の未然防止活動及び水難救助に関する知識技能の普及啓蒙に努め、沿岸海域における救難体制の充実強化を図る。

事業費総額 5,287,000円

4 青い羽根募金に関する事業

国土交通省、海上保安庁、消防庁、水産庁の後援を得て、ボランティア救助員の活動を支援するため、周年全国で募金活動を実施する。特に、国民の祝日である「海の日」を中心に7～8月を「青い羽根募金強調運動期間」として、中央及び地方水難救済会が協力し、それぞれの地域を対象に青い羽根募金強化キャンペーン等を全国的に展開する。

さらに、「青い羽根募金支援自販機」の効率性と有効性を認識したうえでその普及拡充を図っていくとともに、国のみならず地方自治体の関係当局等からのより一層積極的かつ主体性を持った指導・協力を得ながら、引き続き各地方組織がそれぞれの地元ごとに地域ぐるみで募金活動を展開していく体制の充実強化を図る。

事業費総額 10,719,000円

5 救難所員等の扶助・補償等に関する事業

公益財団法人日本財団の助成金を受けて、救難所員が救助作業に従事中（訓練を含む。）災害を受けた場合に、本人又はその遺族に対して災害補償規則等の定めるところにより所定の給付等を行う。

なお、「海上保安官に協力援助した者等の災害給付に関する法律」の適用がある災害については、その事務手続き等について支援する。

事業費総額 4, 1 6 2, 0 0 0 円